

千葉海区漁場計画の素案の主な検討内容

令和4年8月19日現在

1 共同漁業権の対象魚種等の見直し

地区	漁業の種類	漁業の名称	検討内容
内湾	第1種共同漁業	かじめ	長期間当該資源が無く、今後、組合員の利用が見込まれないことから、漁場計画には含めない。 共第11号（大佐和）
		てんぐさ	
		つのまた	
	第2種共同漁業	すだて	長期間利用実態が無く、今後、組合員の利用が見込まれないことから、漁場計画には含めない。 すだて：共第2（牛込）、4（久津間・江川）、5（中里）、6（木更津）、8（富津）、9号（新富津） 小型定置：共第11号（大佐和）
小型定置			
安房	第1種共同漁業	つのまた	長期間利用実態が無く、今後、組合員の利用が見込まれないことから、漁場計画には含めない。 共第15（勝山）、16（岩井富浦）、18（岩井富浦）、19（館山）、21号（西岬・波左間）
		あさり	長期間当該資源が無く、今後、組合員の利用が見込まれないことから、漁場計画には含めない。 共第35号（東安房（白浜））
	第2種共同漁業	小型定置	長期間利用実態が無く、今後、組合員の利用が見込まれないことから、漁場計画には含めない。 共第19（館山）、27（波左間）※漁業権の見直し、35（東安房（白浜））、38（東安房（千倉））、41号（鴨川）
	第3種共同漁業	地びき網	なお、組合自営として操業する場合は、許可漁業として管理する。共第15（勝山）、18（岩井富浦）
銚子 夷隅・ 九十九里	第1種共同漁業	とりあし	長期間利用実態が無く、今後、組合員の利用が見込まれないことから、漁場計画には含めない。 とりあし、えむし：共第46（新勝浦市）、47（新勝浦市・勝浦）、49（御宿岩和田）、51号（夷隅東部） 小型定置：共第49（御宿岩和田）、51号（夷隅東部） 地びき網：共第49号（御宿岩和田）
		えむし	
	第2種共同漁業	小型定置	
	第3種共同漁業	地びき網	

2 区画漁業権の見直し

地区	漁業の種類	漁業の名称	検討内容
内湾	第1種区画漁業	のり養殖	漁場環境が変化し、のり養殖が難しい漁場となったため、漁場計画に含めない。区第14号（天羽）
安房	第1種区画漁業	あわび垂下式養殖	当初見込んだ収益が確保できず、漁協が事業継続を断念していることから漁場計画に含めない。区第25（岩井富浦）
		わかめ はえ縄式養殖	人手不足などにより、今後、生産が見込まれないことから、漁場計画には含めない。区第26（館山）、29号（鴨川）

3 漁業権の統合

地区	漁業の種類	免許番号 （漁場の位置）	検討内容
内湾	第1種 区画漁業権	区第5～9号 （木更津市久津間～新港地先）	今後、漁場を有効に利用することができるよう漁業権を統合する。
		区第11～12号 （富津市富津～篠部地先）	
夷隅・ 銚子九十九里	第1・3種 共同漁業権	共第54～58号 （大網白里～横芝光町屋形地先）	今後、漁場を有効に利用することができるよう漁業権を統合する。

4 漁業権の新設

地区	漁業の種類	漁業の名称	個別・ 団体の別	検討内容
内湾	第1種 区画漁業権	かき垂下式 養殖	個別 漁業権	のり養殖漁場において地元漁協が県水産総合研究センターと連携して実施してきたかき養殖試験について事業化の目途が付いたことから、地元漁協の組合自営事業を想定した漁業権を新設する。（牛込、新富津）
	第1種 区画漁業権	のり養殖	個別 漁業権	のり養殖業者が減少する中、地元漁協から生産量の確保を図るために、団体漁業権による管理に代えて組合自営による事業要望があった。漁場の適切かつ有効な利用に資すると判断されることから、地元漁協の組合自営事業を想定した漁業権を新設する。（江川）

5 条件の見直し

地区	漁業の種類	漁業の名称	条件	検討内容
内湾	第2種 共同漁業	すだて	海区への漁具 設置の協議	関係する漁業者が減少する中、当初懸念された漁業調整上の問題は生じておらず、協議の必要性がなくなったため、削除する。
	第1種 区画漁業	のり養殖	海区への施設 設置の協議	行使者数の減少により、当初懸念されていた密殖の状況はなく、行使状況については資源管理の状況等の報告により把握できるため、削除する。

6 保全沿岸漁場の設定について

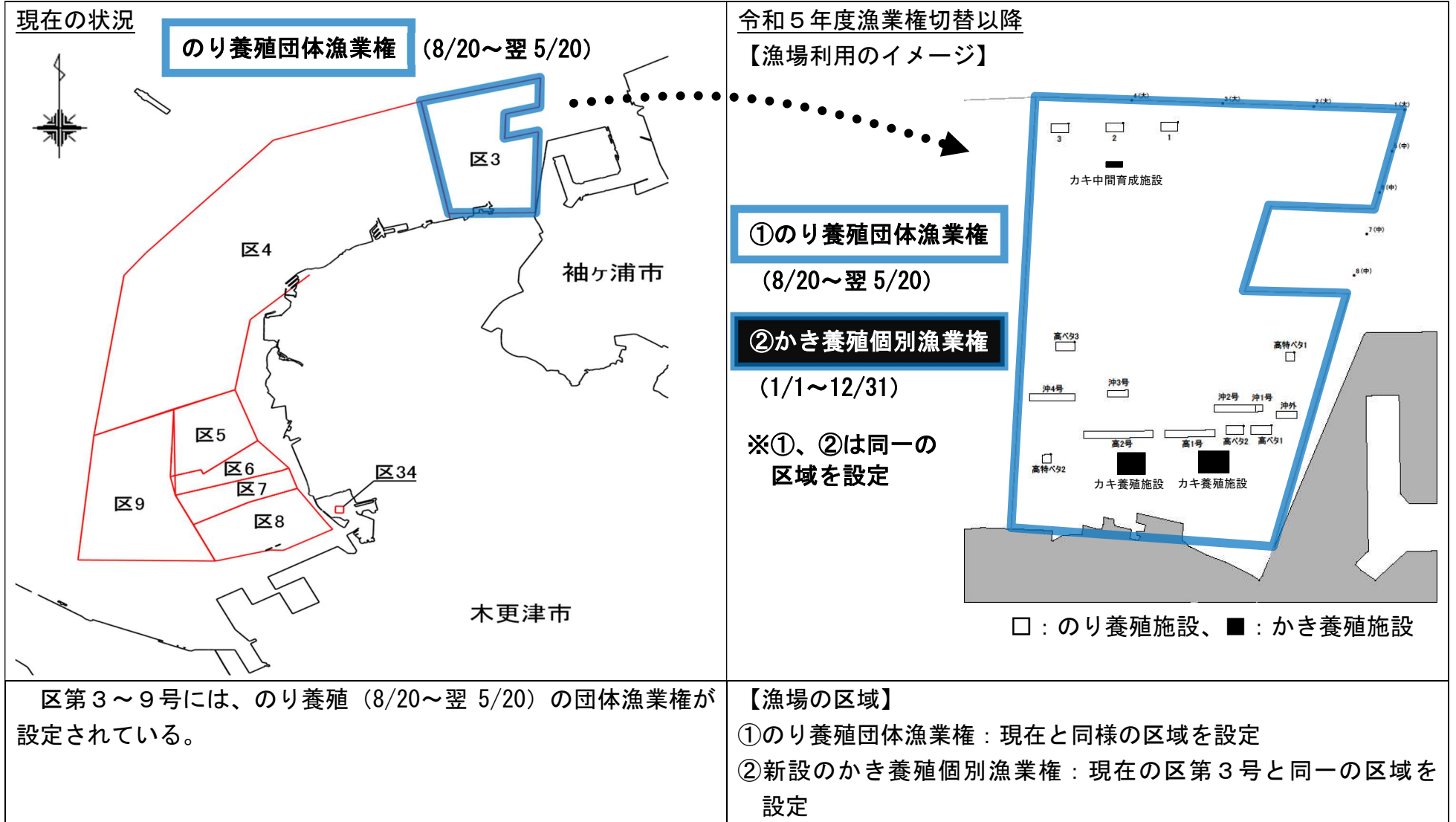
計画の素案	検討内容
設定しない	現在、県内では保全活動は漁協の自主的な活動により行われていることから、設定しない。

千葉海区漁場計画の素案の主な検討内容（新設の漁業権について）

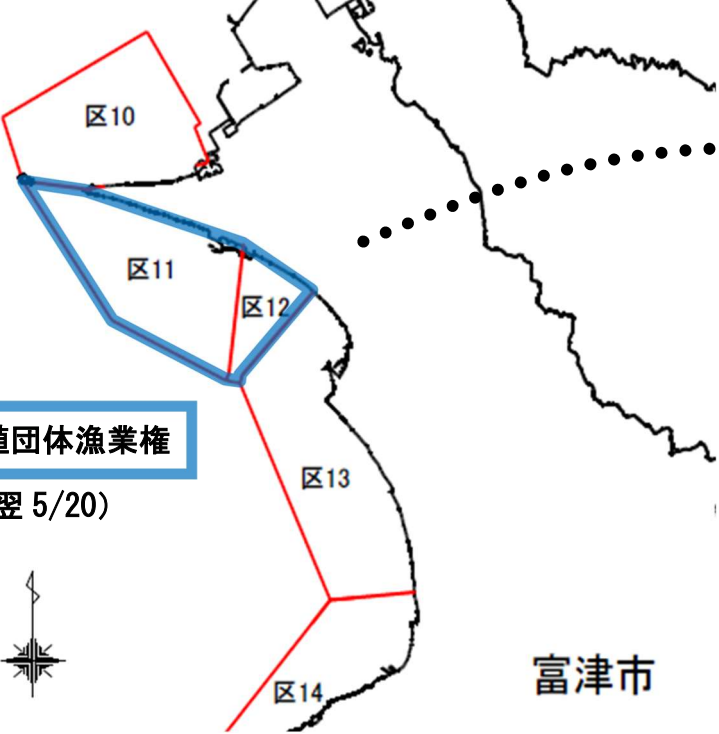
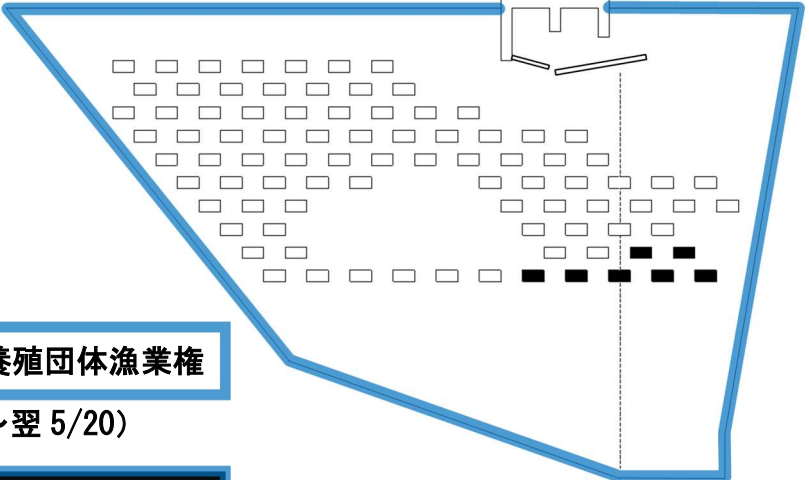
1 区第A号（漁場の位置：木更津市江川地先）

<p>現在の状況</p> <p>のり養殖団体漁業権 (8/20~翌 5/20)</p>	<p>令和5年度漁業権切替以降 【漁場利用のイメージ】</p> <p>①のり養殖団体漁業権 (8/20~翌 5/20)</p> <p>②のり養殖個別漁業権 (8/20~翌 5/20)</p>
<p>区第3～9号には、のり養殖（8/20～翌 5/20）の団体漁業権が設定されている。</p>	<p>【漁場の区域】</p> <p>①のり養殖団体漁業権：新設するのり養殖個別漁業権の区域を除いた現在の区第5～9号を統合した区域を設定</p> <p>②新設ののり養殖個別漁業権：現在の区第6号の一部の区域を設定</p>

2 区第B号（漁場の位置：木更津市牛込及び金田東（旧牛込の区域に限る。）地先）



3 区第C号（漁場の位置：富津市富津、川名及び篠部地先）

<p>現在の状況</p>  <p>のり養殖団体漁業権 (8/20～翌 5/20)</p> <p>富津市</p>	<p>令和5年度漁業権切替以降 【漁場利用のイメージ】</p>  <p>①のり養殖団体漁業権 (8/20～翌 5/20)</p> <p>②かき養殖個別漁業権 (1/1～12/31)</p> <p>※①、②は同一の区域を設定</p> <p>□：のり養殖施設 ■：かき養殖施設</p>
<p>区第10～14号には、のり養殖（8/20～翌 5/20）の団体漁業権が設定されている。</p>	<p>【漁場の区域】</p> <p>①のり養殖団体漁業権：現在の区第11及び12号を統合した区域を設定</p> <p>②新設のかき養殖個別漁業権：①（区第11及び12号を統合した区域）と同一の区域を設定</p>